

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

令和2年5月8日版

① 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。(体温を測定して記録しておく)
- 基礎疾患(持病)をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話でご相談ください。

② 帰国者・接触者相談センター等にご相談いただく目安

- 少なくとも以下の①～③いずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

- ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 妊婦や重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)



〈お子様をお持ちの方へ〉

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

注意 この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。検査については、これまで通り医師が個別に判断します。

③ 医療機関にかかるときのお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。



新型コロナウイルスに係る電話相談窓口

【帰国者・接触者相談センター(嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所)】

☎ 0948-21-4972 相談時間/8時30分～17時 ☎ 092-471-0264 (夜間休日)

【一般的な相談窓口】

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問合せについては、次の窓口にご相談ください。

【福岡県庁】

☎ 092-643-3288 (24時間対応) FAX 092-643-3697 (24時間対応)

【厚生労働省電話相談窓口】

☎ 0120-565653 (フリーダイヤル) 相談時間/9時～21時(土日・祝日も実施)

FAX 092-643-3697 (聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方)